

問	答	公開日
中小企業者の会社の定義を教えてください。	会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)）を指します。 また、次の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっているものと認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含まれるものとして解しています。 (弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人)	令和4年10月27日
中小企業者における1事業所とは、どのように考えたら良いですか。	本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいいます。 (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。 (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。 すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものです。 なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。 また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。 詳細は日本標準産業分類で定義されている事業所判断に基づき、各事業者において判断してください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf	令和4年10月27日
木材関連事業者とは、どのような事業者か。	木材関連事業者とは、木材・木製品製造業、木材卸売業その他木材関連業種に該当する事業者を指します。 ここで、木材・木製品製造業は「産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類のうち中分類12を指し、木材卸売業は同分類のうち細分類5311の「木材・竹材卸売業」の範囲のうち主として木材を卸売りする事業を指し、その他木材関連業種はパーク堆肥及びオガライト製造業等木材を主たる原材料とする製造業を指します。	令和4年10月27日
木材関連事業者の組織する団体は、どのような事業者か。	次の1、2のいずれかに該当する団体を指します。 1 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。） 2 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするもの	令和4年10月27日
自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、設備設置等承諾書（添付様式第5号）と、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第6号）を提出してください。	令和4年10月27日
省エネと再エネを併用して申請することは可能ですか。	可能です。それぞれの補助上限額で計算し、最大900万円まで申請することができます。	令和4年10月27日
既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、事前着手届（様式第5号）を提出している場合は、この限りではありません。	令和4年10月27日
申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。	令和4年10月27日
事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。	1月14日以降から、交付決定の前までに提出していただく必要があります。 交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届を単独で提出してください。	令和4年10月27日
補助事業者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品を補助対象として申請できますか。	補助対象外とします。	令和4年10月27日
既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。	パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみ更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。	令和4年10月27日
ポータブル型の蓄電池は補助対象ですか。	対象外です。	令和4年10月27日
予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	令和4年10月27日
更新前後の設備の能力増減は求められますか。	設備の更新前後において設備の能力は同等であることが原則ですが、設備の更新前後において設備の能力を強化、又は低減、設備数を増加、又は減少させた場合でも、最終的にエネルギー使用量が減少する場合は、申請することができます。	令和4年10月27日
交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前に変更承認申請書（様式第2号）を提出してください。	令和4年10月27日
県税に未納がない旨の証明書はどこで取得できますか	「県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。 なお、交付の際に、1件につき400円の収入証紙（交付手数料）が必要です。詳しくは、下記県税事務所ホームページを確認してください。 【納税証明書の交付手続きについて】 https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html	令和4年10月27日
導入設備の耐用年数期間（処分制限期間）はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）をご参照願います。 (参考) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015	令和4年10月27日
店舗併用住宅に太陽光発電設備を導入する場合は、補助対象となるか。	店舗併用住宅については、店舗部分とそれ以外の電力契約が明確に分かれており、発電した電力を店舗部分のみで使用する事が確認できる場合は補助対象とします。	令和4年10月27日
郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。	郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。	令和4年10月27日

問	答	公開日
見積書を取得するにあたり、何か条件はありますか。	見積を取得する場合は、以下の条件を満たす必要があります。 ・2社以上の見積もりをとること。 ・交付申請時に期限等が有効な見積書であること。 ・補助対象経費と補助対象外経費が、判別できる見積明細を取得すること。 ・値引きがある場合は、どの項目の値引きであるか明示してあること。	令和4年10月27日
家庭用のエアコンを導入する場合は対象にならないのか。	家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用の場合は、対象となります。 例えば、旅館の個室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。	令和4年10月27日
配置図や平面図がない場合はどうしたらよいか。	更新（新設）する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。	令和4年10月27日
中小事業者の申請について、1事業者で複数事業所を有する場合、1つの事業所で省エネ設備を導入し、別の事業所で再エネ設備を導入することは可能か。	中小企業者の申請は、1事業者当たり1事業所までとしており、2事業所以上の申請はできません。1つの事業所のみ申請可能ですので、いずれか1事業所において、省エネ設備と再エネ設備を導入する場合は補助となります。別々の事業所にそれぞれ省エネ設備、再エネ設備を導入することはできません。	令和4年10月31日
省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて交付申請することはできますか。	申請可能です。	令和4年10月31日
支払い方法に注意点はありますか。	交付申請者自らが、現金払いまたは金融機関等による振込み払いの方法で施工業者に支払いが行われる場合が対象です。	令和4年10月31日
太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。	補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。 補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良工事の費用、残土の処理費用などです。	令和4年10月31日
高所にある既存水銀灯で、型番が不明である場合や、古い設備でカタログや仕様書がない場合はどうするか。	見積もりしたメーカー等に依頼し、古い設備と同等なものの仕様がわかるカタログ等の提供をお願いします。	令和4年10月31日
既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合対象になるか？	既設の自家消費型太陽光発電設備に蓄電池を追加設置する場合でも、蓄電池の設置に係る部分だけは対象になります。	令和4年10月31日
法人成りして1年未満であるが、個人事業主から法人化したものであり、実質的に1年以上の事業を行っている。事業内容や事業所も全く変わっていない。この場合は申請可能か。	同一事業を同一事業所で実施していることが証明できれば、補助対象となる可能性があります。 例えば、個人事業主と法人の代表が同一人物であること、個人事業主の債務や財産などを引き継いでいること等、書類上で同一であることが判断できれば、補助対象となる場合があります。	令和4年10月31日
中小企業者としての事業と、福祉施設等の事業を両方実施している。このような場合、中小企業者で1申請、福祉施設等で申請をしてよいか。	中小企業者として申請するのであれば、1事業者1事業所が限度なので、それ以上の申請ができません。 福祉施設等を運営する者として申請するのであれば、複数事業所の申請が可能となります。	令和4年10月31日
山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。設備を導入しようとする事業所においても、1年以上の事業実施をしている必要があります。1年に満たない場合は補助対象外です。	令和4年11月4日
事業所の土地・建物を賃貸して事業を行っていますが、賃貸借契約書を作成していません。この場合、どのようにしたらよいか。	賃貸借契約に変わるものを提出していただきます。 記載例を掲載していますので、参考にしながら作成してください。 例)個人Aから法人Aに借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。	令和4年11月4日
県税に未納がない旨の証明書は、原本が必須ですか。	原本が必要です。コピー不可です。	令和4年11月4日
「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。	必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。	令和4年11月4日
実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合がありますか。	実績報告書を受領した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。	令和4年11月4日
交付申請後、交付決定まで何日程度かかりますか。	書類受付後に順次審査を開始し、書類不備等がなければ1ヶ月以内に交付決定します。	令和4年11月4日
アパート経営をしており、賃貸する部屋に設置するエアコンの更新は補助対象ですか。	居住用スペースで事業者が当該エアコン稼働に係る電気代を負担していない場合は、補助対象外です。	令和4年11月4日
内部に照明を設置した看板について、蛍光管からLED化するものは補助対象ですか。	内照式看板は補助対象外です。	令和4年11月4日
申請期間の前に、郵送することは可能ですか。	申請は消印日を基準として受け付けします。申請期間前（令和4年11月13日以前）の消印日のものは受け付けません。	令和4年11月4日
既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的小さい時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。	補助対象外となります。 東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。	令和4年11月4日
既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合対象になるか？	既存の太陽光発電設備が充電を行っていない場合、対象となります。	令和4年11月4日

問	答	公開日
灯油を使用するボイラを使っているが、業者に相談したところ、ガス式の方が省エネになると言われた。灯油から電気は補助対象外のようなが、灯油からガスへの変更は補助対象か。	補助対象となります。	令和4年11月4日
高齢者施設の対象に訪問看護が入っていないが、対象とならないのか。	医療機関以外が行う訪問看護ステーションも補助対象となります。 その場合の補助率は、福祉施設等に相当する施設であれば3/4以内となります。	令和4年11月4日
屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。	屋上に太陽光発電設備を設置する際の防止工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。	令和4年11月10日
処分制限期間内に、売電可能ですか。	売電はできません。売電をする場合は、申請要領に基づき、目的外使用となるため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となる場合があります。	令和4年11月10日
書類に不備があった場合は、どのようになりますか。	提出書類に不足があった場合は、申請内容の確認ができないため、不交付の決定をすることがありますので、チェックリストを利用して書類に不足がないように提出してください。 また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカールや注意書きの記入などととも、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。	令和4年11月10日
除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	除却したことがわかる書類を提出してください。 例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニュアルなどが考えられます。	令和4年11月10日
設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳（※様式を明らかにします）で管理していただきますので、管理台帳を提出してください。	令和4年11月10日
概算払いのスケジュールを教えてください。	概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第7号）に必要な書類を添付して事務局へ提出してください。	令和4年11月10日
実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。	契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等が発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者が発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書等と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。	令和5年2月22日